

議案第52号

葛飾区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成29年 9 月11日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

墓地等の経営主体の要件について改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例の一部を改正する条例
葛飾区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（平成24年葛飾区条例第6号）
の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「又は葛飾区に隣接する特別区の区域内」及び「又は当該区域内」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第2号の規定は、この条例の施行の日以後の葛飾区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例第15条第1項の規定による届出（以下「届出」という。）に係る墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可について適用し、同日前の届出に係る墓地等の経営の許可については、なお従前の例による。